

令和3年度二本松市創業者支援融資資金利子補給補助金

新たに市内で事業を営もうとする方が借り入れる資金の利子に対して、その費用相当額を補助します。
 なお、申請及び補助金交付については、二本松商工会議所または、あだたら商工会を通して行います。

■補助内容

項 目	内 容
補助対象 融資	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福島県起業家支援保証融資 ・ 株式会社日本政策金融公庫国民生活事業における創業向け融資 ・ 市内金融機関が実施する上記2つの融資条件に準ずる融資 <p>※対象融資の上限額は2,000万円です(これを上回る場合も2,000万円とみなします)。 ※ただし、借換資金としての融資は、補助金の対象となりません。</p>
補助 対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象融資を受けた後速やかに創業する者、または、創業後1年以内に対象融資を受けている者 ・ 市内に本店や主たる事業所がある法人、または、個人で引き続き市内で事業を営む者 ・ 市税を滞納していないこと(市外在住の個人の場合は居住地の市町村税)。
補助額	<p>対象融資において支払うこととなる1年間分の利子相当額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二本松市商業まちづくり基本構想に定める小売商業施設の誘導を図る地区内の場合 は2年間分 ・ 限度額は、融資額に係る利率の年2.0パーセントに相当する額
申請 手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請手続きは、二本松商工会議所、あだたら商工会でご相談ください。 ※対象融資を受けた月の末日までに提出してください。 ■ 創業者支援融資資金利子補給補助金交付申請書(第1号様式) ・ 交付決定し次第、二本松商工会議所、あだたら商工会を通して補助金を交付します。
問い合 わせ先	<p>二本松商工会議所(二本松地域で創業を希望される方) 住所：〒964-8577 福島県二本松市本町1-60-1 TEL：0243-23-3211 FAX：0243-23-6677</p> <p>あだたら商工会(安達・岩代・東和地域で創業を希望される方) 住所：〒969-1404 福島県二本松市油井字背戸谷地11-2 TEL：0243-23-5854 FAX：0243-22-4438</p> <p>二本松市役所産業部商工課商工振興係 住所：〒964-8601 福島県二本松市金色403-1 TEL：0243-55-5120 FAX：0243-22-8533</p>